

神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部慰労金細則

(目的)

第1条 神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部規則（以下「支部規則」という。）第21条第1項第五号の規定により会員の永年の支部活動への参加の謝意することを目的としてこの細則を定める。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、支部規則第21条第1項第五号の条件により、会員またはその遺族に給付を行う。

(財源)

第3条 前条の給付の財源は、神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部一般会計とする。

(給付の額)

第4条 第2条の給付の額は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-----|
| 一 支部規則第21条第1項第一号に相当する理由のあった者 | 5千円 |
| 二 支部規則第21条第1項第二号に相当する理由のあった者 | 5千円 |
| 三 支部規則第21条第1項第三号に相当する理由のあった者 | 5千円 |
| 四 支部規則第21条第1項第四号に相当する理由のあった者 | 5千円 |
| 五 支部規則第21条第1項第五号に該当する者 | 1万円 |

2 前項各号所定の給付に該当する事由が複数ある場合、同時に給付することができる。その場合の給付の額は加算する。ただし、前項第一号ないし第四号に該当する場合でも、支部規則第21条第1項第一号ないし第四号により、既に当該会員が表彰を受けている場合は、加算することができない。

(記録)

第5条 支部長は、幹事に命じ、第2条の給付の受給者、給付の額、給付の年月日および給付の理由の記録を整えておかなければならない。

(給付の決定)

第6条 支部長は、会員が退会したときは、遅滞なく支部規則第21条第1項第五号に該当するかを判断し、該当すると思われるときは、役員会を招集しなければならない。

2 前項の役員会が招集されたときは、役員は給付の可否を決定を行わなければならない。

3 本条第1項の役員会は、書面、電話または電子メールによる会議に替えることができる。